

令和 8 年 4 月 1 2 日 執 行

浅 口 市 長 選 挙  
浅 口 市 議 会 議 員 選 挙

指定病院・老人ホーム等における

不 在 者 投 票 の 手 続

浅 口 市 選 挙 管 理 委 員 会

## は じ め に

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院（所）している人は、その病院や老人ホーム等で不在者投票ができることになっています。

この不在者投票の制度は、有権者のためにできるだけ投票の機会を確保しようとするために設けられた制度ですが、選挙の当日に投票所において投票するという原則の例外であるため、その手続は法令により詳細に規定されており、有権者が行使した貴重な不在者投票もこれに違反したものは無効となります。

病院や老人ホーム等で不在者投票事務に従事される方は、あらかじめ関係法令やこの冊子をご覧ください、手続に誤りのないように注意してください。

### 凡 例

法	公職選挙法（昭和25年法律第100号）
令	公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）
選管	選挙管理委員会（委員長）
指定病院等	都道府県選挙管理委員会が指定する病院（介護老人保健施設を含む。）、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設、国立保養所、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所並びに婦人補導院

## 目 次

1	主 要 日 程	1
2	不在者投票のできる人について	2
3	不在者投票管理者について	3
4	不在者投票の手續について	6
	(1) 選挙人から依頼を受けて不在者投票管理者が 投票用紙等の交付を請求する場合	6
	(2) 選挙人が市選管に対して直接投票用紙等の交付を請求する場合	13
5	不在者投票の変更手續について	14
6	不在者投票の経費について	15
	様式（記載例）及び参考資料	16

# 1 主 要 日 程

令和8年4月12日執行浅口市長選挙及び浅口市議会議員選挙の主な日程は次のとおりです。

**(1) 選挙期日の告示日（立候補受付）**

令和8年4月5日（日）

**(2) 選挙期日**

令和8年4月12日（日）

**(3) 不在者投票のできる期間（選挙期日の告示の日の翌日から選挙期日の前日まで）**

令和8年4月6日（月）から4月11日（土）まで

毎日午前8時30分から午後5時まで

**※告示日当日（4月5日）の不在者投票はできませんのでご注意ください。**

## 2 不在者投票のできる人について

不在者投票をすることができる人は、浅口市の選挙人名簿に登録され、選挙権があることのほか、選挙の当日不在者投票事由（法第48条の2第1項各号に掲げる事由）に該当すると見込まれることが必要です。

### 参考：「不在者投票事由の例」

指定病院（指定介護老人保健施設を含む。）、指定老人ホーム、指定原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、指定身体障害者支援施設又は指定保護施設に入院（入所）している場合

- ・その人が属する投票区の区域外にある指定病院等に入院（入所）し、選挙の当日において入院（入所）中の見込みの人
- ・疾病、負傷、出産、身体障害等のため、指定病院等に入院（入所）し、選挙の当日において歩行が困難である見込みの人

刑事施設、労役場、監置場又は留置施設に収容されている場合

- ・刑事施設に収容されている刑事被告人、被疑者、拘留の刑に処せられた人、受入受刑者若しくは監置に処せられた人（以下「刑事被告人等」という。）、労役場若しくは監置場に留置されている人又は留置施設に留置されている刑事被告人等で、選挙の当日において収容中の見込みの人

少年院又は少年鑑別所に収容されている場合

- ・保護処分が付され、少年院に収容されている人又は少年鑑別所に収容されている人で、選挙の当日において収容中の見込みの人

婦人補導院に収容されている場合

- ・補導処分が付され、選挙の当日において収容中の見込みの人

### 3 不在者投票管理者について

#### (1) 施設ごとの不在者投票管理者

法令により、施設ごとに不在者投票管理者が、次のように定められています。

施設等	不在者投票管理者
指定病院 (指定介護老人保健施設を含む。)	病院の院長
指定老人ホーム	老人ホームの長
指定原子爆弾被爆者養護ホーム	原子爆弾被爆者養護ホームの長
国立保養所	国立保養所の所長
指定身体障害者支援施設	身体障害者支援施設の長
指定保護施設	保護施設の長
刑事施設、労役場、監置場	刑事施設の長
留置施設	留置業務管理者
少年院	少年院の長
少年鑑別所	少年鑑別所の長
婦人補導院	婦人補導院の長

ただし、指定病院（指定介護老人保健施設を含む。）の院長並びに指定老人ホーム、指定原子爆弾被爆者養護ホーム、指定身体障害者支援施設及び指定保護施設の長については、

#### ア 候補者となった場合

#### イ 外国人の場合

は、不在者投票管理者となることはできません。

なお、不在者投票管理者が、**ア**又は**イ**に該当する場合のほか、**不在者投票管理者に事故があり、又は欠けたときは、その職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。**

#### (2) 不在者投票管理者の仕事

不在者投票管理者は、不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定権をもち、不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理しますが、その主な仕事は、次のとおりです。

- ア 選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を浅口市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）に請求すること。
- イ 市選管から交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒を選挙人に渡すこと。
- ウ 選挙人から提示を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒（並びに不在者投票証明書）を点検すること。
- エ 立会人を選び、不在者投票に立ち会わせること。
- オ 不在者投票記載場所の設備をすること。
- カ 代理投票の申請を受け、その許否を決定すること。
- キ 投票の終わった不在者投票を市選管に送致すること。

### （３）不在者投票管理者としての心構え

- ア 不在者投票は、選挙期日より前に、しかも、一般の投票所以外の施設の中で行われる例外的な制度であり、**その取扱いには厳格を期し、投票の秘密を保持し、また選挙人が自由な意思に基づいて投票できるよう、投票に対する不正干渉等のないように十分な配慮が必要です。**
- イ 不在者投票事務は、確実さと迅速さが要求されます。日頃から選挙関係法令に当たっておくなど、事前に十分な法的知識を修得しておくことが必要です。
- ウ 事務の管理執行に当たっては、自由、公正、平等をモットーとし、投票の秘密保持を期し、また選挙人が投票しやすい雰囲気づくりに配慮することが必要です。
- エ 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務を怠る罪等の罰則の適用があるので、いやしくもこれらの罰条に触れることのないよう注意が必要です。
- オ **不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることが禁止されています。**不在者投票管理者はもとより、不在者投票に従事する職員等の慎重な行動が大切です。
- カ その他不在者投票事務においてトラブルが予想されたり、トラブルが起こったときは市選管に連絡し、その指示を受けるなど、関係機関との連絡調整が必要です。

#### (4) 文書図画の掲示に関する注意事項

文書図画とは、人の視覚に訴えて選挙運動の効果を期待するものであって、ポスターや看板の他、壁に書かれた文字に至るものまで文書図画に含まれるものとされています。

**文書図画を掲示する際は、次のとおり法の制限を受け、違反すると処罰の対象になります。なお、ここでいう掲示とは、一定の場所に掲げ、人に見えるようにすることのすべてをいいます。**

例えば、施設の外からは見えなくても、施設内で不特定多数の目に触れるようなところに貼っている場合は、掲示していることになり、違反すると処罰の対象になります。

##### ア 公職の候補者等や後援団体の政治活動用ポスターの規制

公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にあるものを含む。以下「公職の候補者等」という。）や後援団体の政治活動用ポスターのうち、**公職の候補者等の氏名や氏名が類推されるような事項を記載した政治活動用ポスターや後援団体の名称を記載した政治活動用ポスターは、市長及び市議会議員の任期満了の6箇月前の日（令和7年10月22日）から当該選挙の期日までの間は掲示することはできません。**

##### イ 選挙運動のために使用する文書図画の規制

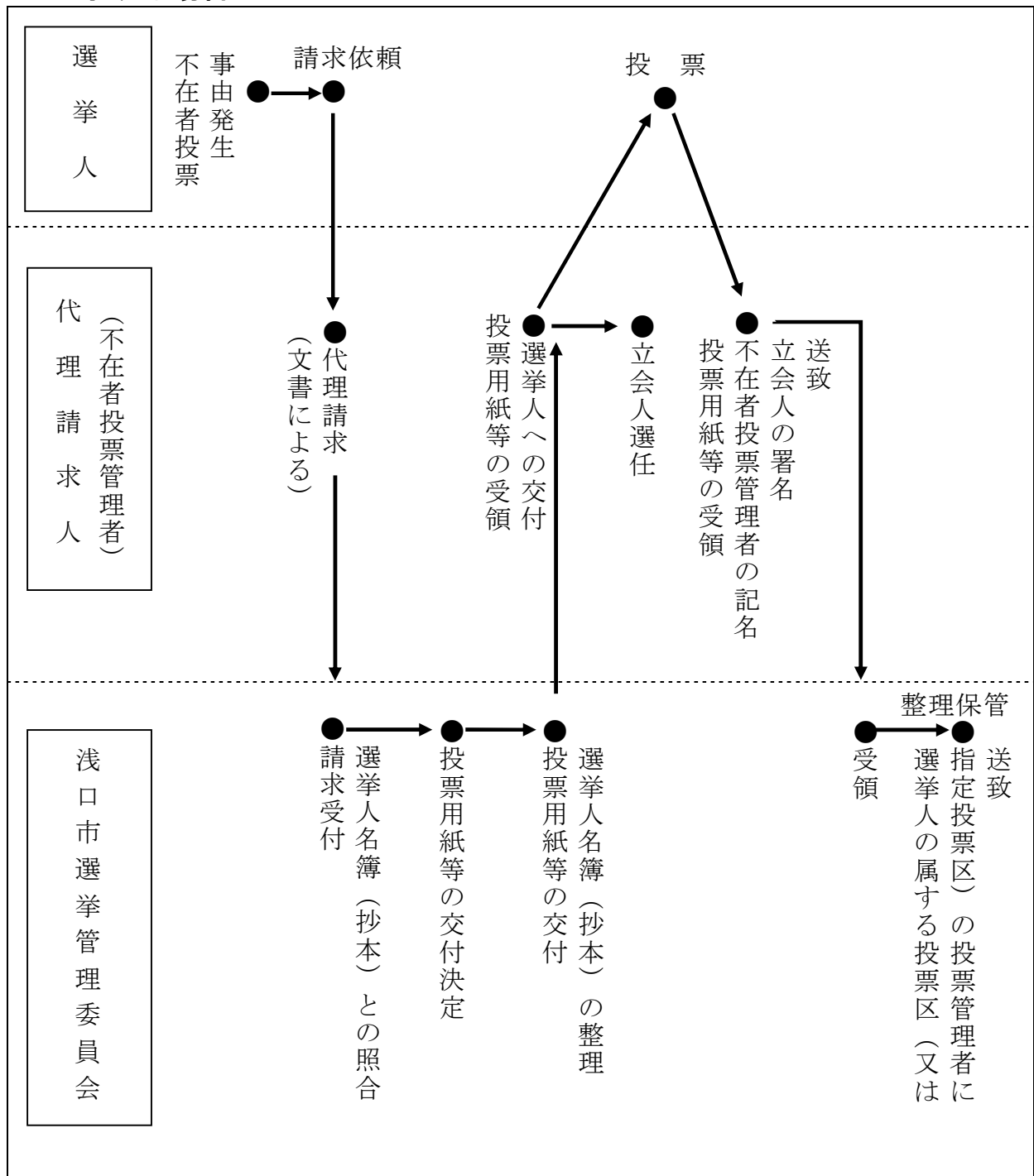
選挙運動のために使用するポスター等の文書図画は、掲示の方法が限定されており、**不在者投票ができる施設内に掲示することはできません。**

不在者投票管理者は、いやしくもこれらの法に違反することのないよう、注意が必要です。

## 4 不在者投票の手続について

不在者投票をするに当たっては、まず、投票用紙等を市選管に対して請求し、手元に取り寄せておかなければなりません。この請求には、**選挙人から依頼を受けて不在者投票管理者が請求する場合**と、**選挙人が市選管に対して直接請求する場合**の2通りの方法があります。それぞれ手続が異なりますので、以下この2つのケースに分けて概略を説明します。

### (1) 選挙人から依頼を受けて不在者投票管理者が投票用紙等の交付を請求する場合



## ア 投票用紙等の請求依頼

まず、選挙人が不在者投票管理者に、「**投票用紙及び投票用封筒の請求依頼書**」(様式1)により、投票用紙と不在者投票用封筒の請求を依頼します。

なお、この請求依頼書については、選挙人1人につき1枚ずつ作成しても差し支えありません。

## イ 不在者投票管理者から市選管への請求

請求依頼を受けた不在者投票管理者は、市選管に対して投票用紙及び不在者投票用封筒を、「**請求書**」(様式2)により請求します。

なお、この請求書については、1枚の用紙に依頼者の氏名を連記することができます。

### (ア) 請求期間

選挙期日の前日(4月11日)の午後5時までですが、**手続きに一定の時間を要するため、できるだけ早めに請求し、余裕を持って不在者投票日を迎えるようにしてください。なお、選挙期日の告示の日(4月5日)以前においても請求できます。**

請求方法は、直接でも郵便等による送付でもかまいません。投票用紙等の交付は、原則として告示の日の翌日以後(郵便等により送付する場合は、告示の前日2日(4月3日)以後)に行われることとなっています。

### (イ) 点字投票

選挙人から点字投票する旨の申立てがあったときは、その旨を「請求書」の備考欄に記載する必要があります。

## ウ 選挙人への投票用紙の交付

不在者投票管理者は、市選管から交付された投票用紙と不在者投票用封筒を受け取り、これを、請求を依頼した選挙人に渡します。なお、実務上は、不在者投票を行う際に選挙人に手渡すこととなります。

(注) ・選挙人に投票用紙等を渡す際には、選挙人を誤って交付することのないよう、投票用紙及び不在者投票用封筒と選挙人からの請求依頼書とを対照し、確認する必要があります。

・点字投票をする旨申し立てたときに交付される投票用紙には、点字投票である旨の表示とともに選挙種別が点字で表示されています。

・不在者投票用封筒には外封筒と内封筒の2種類があり、両方で1セットとなっています。

## エ 投 票

いよいよ投票に入ります。

### (ア) 投票記載場所の設置

不在者投票管理者は、投票を記載する場所について、他人が選挙人の投票の記載をのぞきこんだりすることがないように投票の秘密保持に努め、また投票用紙の交換その他の不正が行われることのないようにするために、投票記載台、投票箱（代用できるものでも可。）等相当の設備をしなければなりません。

また、**投票記載場所には、候補者の氏名等の一覧表や候補者等の選挙運動用ポスター、政治活動用ポスター等の掲示は一切できない**こととなっています。

なお、投票記載場所の外において、立候補者の告示や立候補者を平等に扱っている新聞記事等を見ることができるようにするなどの便宜供与は可能です。

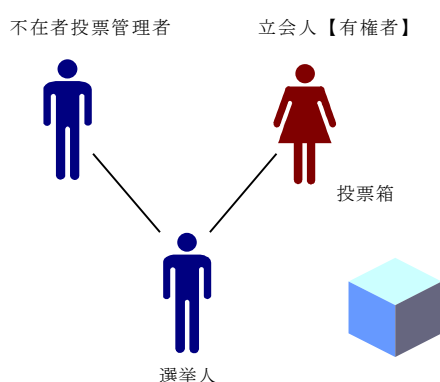
### (イ) 立会人及び補助者の選任

a 不在者投票を行う場合には、**必ず選挙権を有する者を立ち合わせなければならぬ**ことになっています。あらかじめ**立会人（1人）**を決めておく必要があります。

b **代理投票を行う場合には、さらに2人の補助者が必要です。**あらかじめ、立会人の意見を聴き、**不在者投票の事務に従事する者のうちから、**決めておく必要があります。

なお、**代理投票を行う場合の補助者（2人）については、不在者投票管理者及び立会人と兼ねることはできない**こととなっています。

### (ウ) 立会人の立会い



・ 不在者投票管理者は、あらかじめ選任しておいた有権者1人を投票に必ず立ち合わせなければなりません。

**立会人は、不在者投票が公正に行われていることを見届ける重要な証人です。**

### (エ) 投票用紙等の点検

不在者投票管理者は、投票の前に選挙人に投票用紙と不在者投票用封筒の提示を求めて、投票用紙に候補者の氏名が書かれていないことを点検します。

(実務上は、不在者投票を行う際に、不在者投票管理者が点検の上、選挙人に手渡し、直ちに投票することになります。投票用紙、不在者投票用封筒は選挙の種類ごとに異なりますので、混同しないよう注意してください。)

(オ) 投票の方法

選挙人は、投票記載場所で、投票用紙に**候補者1人の氏名を記載し、これを不在者投票用封筒の内封筒に入れ、封をした上、さらに外封筒に入れて封をし、外封筒の表面に選挙人の署名をして提出します。**

(外封筒に選挙人の署名がない不在者投票は、投票として扱われなくなりますので注意してください。)

**不在者投票管理者は、選挙人から提出された封筒に署名がしてあるかどうかを確認し、漏れがあれば必ず本人に署名させてください。不在者投票管理者や立会人が選挙人の氏名を代筆してはいけません。**

**投票用紙、投票用内封筒及び投票用外封筒の色等**

区 分	浅口市長選挙	浅口市議会議員選挙
投 票 用 紙	白色の用紙に 黒インクで片面印刷	クリーム色の用紙に 黒インクで片面印刷
投票用内封筒		
投票用外封筒		

(カ) 点字投票

点字投票の場合、不在者投票用外封筒の表面の選挙人の署名は、内封筒を外封筒に入れる前に点字で署名させてください。

(キ) 代理投票

心身の故障その他の事由のため自ら、投票用紙に候補者の氏名を書くことができない選挙人は、不在者投票管理者に申請し、代理投票をすることができます。**この際、当然のことながら、選挙人がどの候補者の氏名を書くかの意思表示ができることが前提となります。**

この場合の手続きについてですが、まず補助者の選任について立会人の意見を聴き、**不在者投票の事務に従事する者のうちから、補助者2人を定めます。**

**補助者は、不正干渉等のないよう十分注意して事務に当たってください。**

投票記載場所で、補助者1人の立会いのもとに、他の補助者1人に選挙人の指示する候補者1人の氏名を代理記載させ、これを不在者投票用封筒(まず内封筒に入れ、次に外封筒に入れる。)に入れて封をさせ、続いて

**外封筒の表面に選挙人の氏名を代理記載させ（このとき、代理記載人の氏名は記載しないで下さい）、不在者投票管理者に提出させます。**

そして、投票を市選管に送致（持参又は郵便等による送付）をする際に、**「代理投票通知書」（様式4）**を同封してください。

代理投票の申請を受けたが、不在者投票管理者において、その事由がないと認めるときは、これを拒否できますが、拒否の決定は、必ず立会人の意見を聴いてしなければなりません。

**(ク) 代理投票の仮投票**

代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき又は代理投票をすることについて立会人に異議があるときは、選挙人は、代理投票の仮投票をすることができます。

代理投票の仮投票の方法は、(キ)の手続によるほか、代理投票の補助者のうち選挙人に代わり投票用紙に候補者の氏名を記載した者が、不在者投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載した上で、さらに、**代理記載した者の氏名を投票者欄の左に「代理記載人何某」と記載し、提出すること**となっています。

**(注) 代理投票の仮投票の場合には、選挙人の氏名に加え代理記載人の氏名を必ず記載してください。**

**通常の代理投票の場合には、代理記載人の氏名は記載しないでください。**

**(ケ) 歩行が困難な選挙人のベッドの上での投票**

不在者投票は、原則として投票記載場所で行うべきですが、重病人など歩行困難な者については、不在者投票管理者の管理下で、かつ立会人の立会いがあれば、ベッドの上でも投票させることが可能です。この場合においては、特に投票の秘密保持に注意を払うことが必要です。

**なお、この場合、ベッドのある室内に選挙運動用ポスターや政治活動用ポスター等がないかどうか、特に入念にチェックしてください。**

**オ 投票終了後の手続**

不在者投票管理者は、投票を受け取ったときは、不在者投票用外封筒の所定の欄に投票年月日及び投票場所を記載し不在者投票管理者の記名をした上、立会人に署名させます。

**投票年月日、投票場所及び不在者投票管理者の氏名の記載（ゴム印等による記名でもよい。）がない不在者投票や立会人の署名がない不在者投票は、投票所で「不受理」（投票として扱われないこと。）となりますので特に注意してください。**

参考：「不在者投票用外封筒 記載例」

外封筒記載例

令和8年4月12日執行  
浅口市長選挙

不在者投票  
(外封筒)

浅口市  
選挙管理  
委員会印

投票者  
(氏名)  
浅口 一郎

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書い  
※こちらからは本は記入しないで下さい。

投票年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

投票場所 甲乙病院会議室  
(施設の名称)

不在者投票管理者 医療法人甲乙病院  
(職氏名)  
病院長 甲乙太郎

立会人  
岡山 桃子

ポイント3  
立会人の署名  
※自書に限ります。

ポイント2  
①投票年月日  
※4月6日～4月11日の期間  
②投票場所  
※(施設の名称)と同じであつても記入してください。  
③不在者投票管理者  
※ゴム印等による記名可。

ポイント1  
投票者氏名  
※必ず選挙人において自書してください。  
※署名のないものは無効となります。

市区町村  
区  
登録番  
投票事

### カ 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、予定していた不在者投票がすべて終わったら、不在者投票用封筒を送致用封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印して、市選管に送致（持参又は郵便等による。なお、郵送の場合はレターパックプラスを使用してください。）をします。

なお、不在者投票は、選挙の当日投票所を閉じる時刻までに、市選管から投票管理者のもとへ届ける必要があり、この時刻を過ぎて到達したものは投

**票として扱われなくなります。**よって、不在者投票管理者はこの送致に要する期間を見込んで事務処理を行う必要があります。（送致用封筒は、それぞれの不在者投票管理者で用意してください。なお、**郵送の場合はレターパックプラスを使用してください。**）

送致をする際に、「**不在者投票送致書**」（**様式 3**）も併せて送付してください。

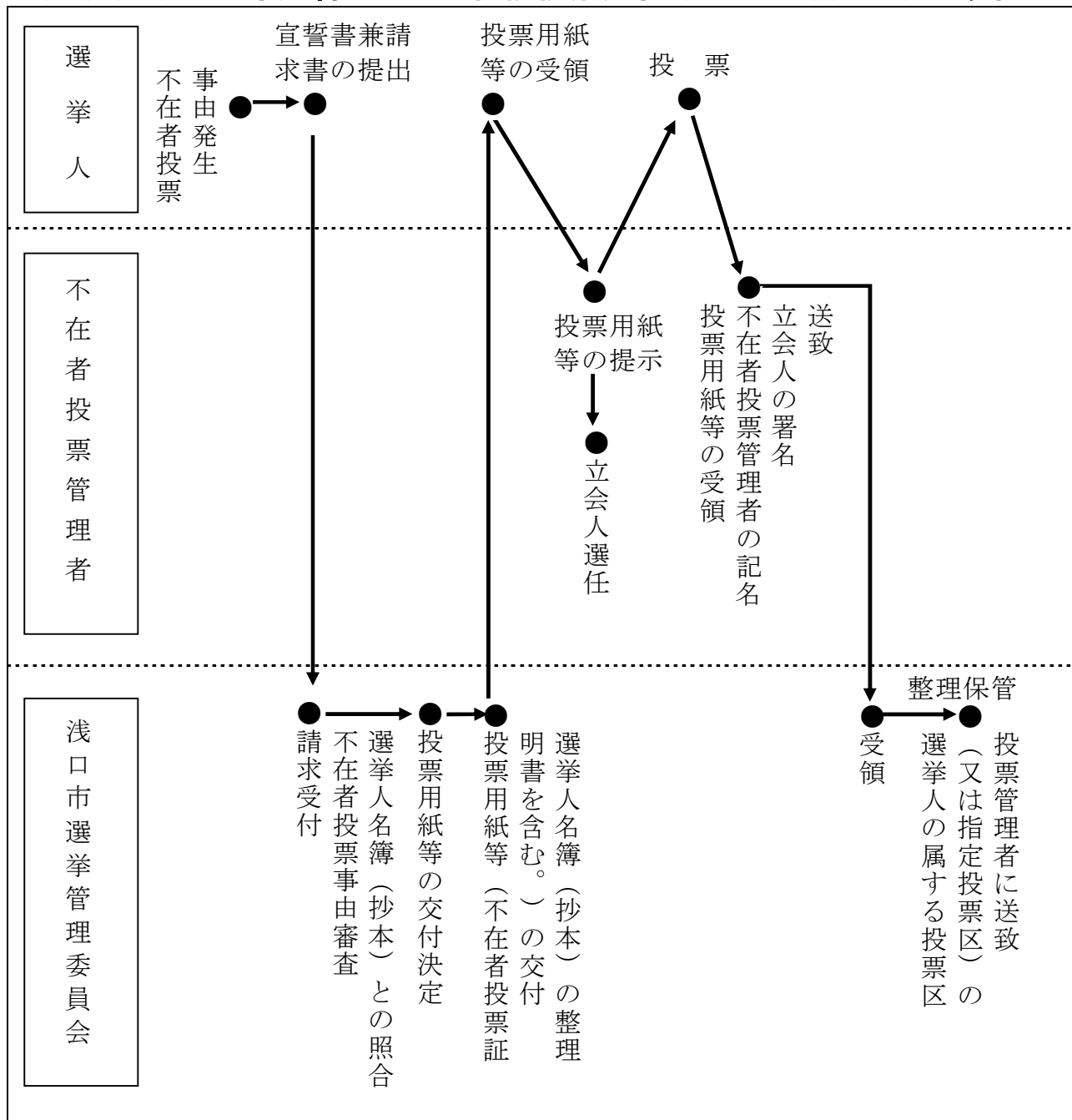
(ア) 代理投票を行った選挙人がいる場合

送致（持参又は郵便等による送付）をする際に、「**代理投票通知書**」（**様式 4**）も併せて送付してください。

(イ) 代理投票の仮投票を行った選挙人がいる場合

送致（持参又は郵便等による送付）をする際に、「**代理投票仮投票調書**」（**様式 5**）も併せて送付してください。

## (2) 選挙人が市選管に対して直接投票用紙等の交付を請求する場合



### ア 投票用紙等の請求

まず、選挙人は、「不在者投票宣誓書兼請求書」(参考資料1)を市選管に対して直接又は郵便等により提出して、投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書の交付を請求します。なお、「不在者投票宣誓書兼請求書」は、市選管で準備しています。

(注) ・選挙人は、指定病院等で投票する旨を併せて申し立てることが必要です。この場合は、「指定病院等で不在者投票をする」に✓を記入し、施設名を記入することになります。

・点字投票をしようとする場合は、その旨を申し立てることが必要です。

## イ 投票用紙等の点検等

不在者投票管理者は、選挙人に投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書の入っている封筒の提示を求めて、投票用紙及び不在者投票用封筒を点検し、「不在者投票証明書」(参考資料2)の調査をします。

### 参 考

選挙人が直接請求する場合は、不在者投票管理者が選挙人の依頼により請求する場合と異なり、市選管から投票用紙及び不在者投票用封筒のほか、不在者投票証明書が不在者投票証明書用封筒に入れられ、封をしたままで交付されることとなります。

(ア) 選挙人から提出された不在者投票証明書の封筒が開披されているときは、いかなる事情であれ、不在者投票をさせることはできません。

(イ) 不在者投票をする指定病院(指定介護老人保健施設を含む。)、指定老人ホーム、指定原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、指定身体障害者支援施設又は指定保護施設と不在者投票証明書の投票をしようとする施設の名称とが一致するかどうか確認してください。

投票をしようとする施設の名称と一致しないときにも投票できないことはありませんが、選挙人にその理由を聴き、不在者投票証明書の余白に記録する等の措置をとってください。

## ウ 投票等

投票に入りますが、投票の方法等その手続は、選挙人が不在者投票管理者に依頼して投票用紙等の交付を請求する場合と全く同様です。

なお、市選管に不在者投票を送致する際に不在者投票証明書を不在者投票とともに送致用封筒に入れて送致してください。

## 5 不在者投票の変更手続について

(1) 不在者投票をしようとして投票用紙等の交付を受けた選挙人は、選挙期日の前日までにその投票用紙等を投票管理者に返却すれば、浅口市の期日前投票所で期日前投票を行うことができます。**(返却のない場合、選挙人が投票所に投票に来て投票ができませんのでご注意ください。)**

(2) また、選挙期日の前日までに不在者投票をしなかったときは、その投票用紙等を投票管理者に返却すれば、選挙の当日、投票所において投票することができます。

(3) 選挙人が直接投票用紙等の交付を請求した場合には、浅口市以外の市区町

村選管で不在者投票をすることができます。

- (4) 不在者投票をせず、選挙の当日、投票所においても投票しなかったときは、投票用紙等を速やかに市選管に返さなければなりません。

## 6 不在者投票の経費について

不在者投票の経費については、不在者投票管理者が選挙終了後1週間以内に「不在者投票経費請求書」(様式6)を市選管に提出して、請求することになります。

なお、請求者は必ず不在者投票管理者(病院の場合は院長等、老人ホーム等の場合は施設長等)となり、法人の理事長等が請求することはできません。また、請求書に押印する印鑑も不在者投票管理者の印(病院長印等)でなければならず、理事長印や施設印(施設名のみ印)等では請求できません。

不在者投票管理者以外(理事長等)の名義の口座に振り込みを希望するときは、委任状欄にも必ず記入してください。委任状欄には、上記不在者投票管理者の印を押印してください。

また、お支払する経費は、実際に投票を行った選挙人1人につき1,236円となります。今回、浅口市長選挙と浅口市議会議員選挙が同時に執行されますが、両方の選挙に投票された選挙人についてもどちらか一方の選挙のみに投票された選挙人についても1,236円をお支払いします。

### 【 経費請求書の提出先 】

〒719-0295 浅口市鴨方町六条院中3050番地 浅口市選挙管理委員会事務局  
(封筒の表に「不在者投票経費請求書在中」と朱書きしてください。)

その他、経費の請求に関してご不明な点は、浅口市選挙管理委員会事務局  
(TEL 0865-44-7000)へお問い合わせください。

# 様式

## ( 記載例 )

投票用紙及び投票用封筒の請求依頼書（様式1）	17
請求書（様式2）	18
不在者投票送致書（様式3）	19
代理投票通知書（様式4）	20
不在者投票経費請求書（様式6）	21
不在者投票経費請求書（別紙）（様式6）	22
不在者投票宣誓書兼請求書（参考資料1）	23
不在者投票証明書（参考資料2）	24

# 投票用紙及び投票用封筒の請求依頼書

(様式1)  
記載例

不在者投票管理者(職名) 甲乙病院長 氏名 甲乙太郎 殿

令和8年4月12日執行の浅口市市長選挙及び浅口市議会議員選挙の不在者投票をするため、投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を依頼します。

依頼月日	選挙人名簿に記載されている住所	ふりがな 選挙人氏名	生年月日	請求依頼の種類	備考
○月○日	浅口市○○町○○○○番地	こんこう いちろう 金光 一郎	昭和 大正 11年1月1日	浅口市市長選挙 浅口市議会議員選挙	点字
○月○日	浅口市○○町○○○○番地	よりしま はなこ 寄島 花子	昭和 大正 22年2月2日	浅口市市長選挙 浅口市議会議員選挙	点字投票の場合のみ記載する。
月 日			昭和 大正 年 月 日	浅口市市長選挙 浅口市議会議員選挙	
月 日			昭和 大正 年 月 日	浅口市市長選挙 浅口市議会議員選挙	
月 日			昭和 大正 年 月 日	浅口市市長選挙 浅口市議会議員選挙	
月 日			昭和 大正 年 月 日	浅口市市長選挙 浅口市議会議員選挙	
月 日			昭和 大正 年 月 日	浅口市市長選挙 浅口市議会議員選挙	
月 日			昭和 大正 年 月 日	浅口市市長選挙 浅口市議会議員選挙	

(注) この請求依頼書については、選挙人1人につき1枚ずつ作成しても差し支えありません。

備考 点字投票をする人は、備考欄に「点字」と記載すること。

# 請 求 書

(様式2)  
記載例

令和8年〇〇月〇〇日

浅口市選挙管理委員会委員長 殿

(〒〇〇〇-〇〇〇〇)

所在地 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

施設の名称 甲乙病院

不在者投票管理者 甲乙病院長

職・氏名 甲乙太郎

電話 ( 086-xxx-〇〇〇〇 )

FAX ( 086-xxx-△△△△ )

事務担当者 職・氏名 主任・山川 次郎

次の選挙人は、令和8年4月12日執行の浅口市長選挙及び浅口市議会議員選挙の当日、当施設にあるため、当施設において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、次の選挙人に代わって、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

選挙人名簿に記載されている住所	ふりがな 選挙人氏名	生年月日	備考
浅口市〇〇町〇〇〇〇番地	こんこう いちろう <b>金光 一郎</b>	明治昭和 大正平成 11年1月1日	点 字
浅口市〇〇町〇〇〇〇番地	よりしま はなこ <b>寄島 花子</b>	明治昭和 大正平成 22年2月2日	↑ 点字投票の場合のみ記載する。
		明治昭和 大正平成 年 月 日	
		明治昭和 大正平成 年 月 日	
		明治昭和 大正平成 年 月 日	

備考 選挙人から令第50条第3項(点字による投票)の申立ての依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。

令和8年〇月〇日

浅口市選挙管理委員会委員長 様

施設名 甲 乙 病 院

不在者投票管理者 甲乙病院長  
職 ・ 氏 名 甲乙 太郎

事務担当者 主 任 ・ 山 川 次 郎  
職 ・ 氏 名

電 話 番 号 0 8 6 - x x x - 〇 〇 〇 〇

### 不在者投票送致書

令和8年4月12日執行の浅口市長選挙及び浅口市議会議員選挙の不在者投票を次のとおり送致します。

#### 記

##### 1 送致の内訳

選挙名	投票した者 (A)	投票しなかった者 (B)	送致件数 (A+B)	備考
浅口市長選挙	2 件	0 件	2 件	
浅口市議会議員選挙	2 件	0 件	2 件	

##### 2 交付を受けたが投票をしなかった者 (B) の内訳

No.	選挙人氏名	投票しなかった理由	No.	選挙人氏名	投票しなかった理由
1			11		
2			12		
3			13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

※郵送の場合は、レターパックプラスを使用してください。(普通郵便不可)

~~~~~事務処理欄 (以下は記入しないでください。)~~~~~

|      |  |      |  |
|------|--|------|--|
| 受付番号 |  | 施設番号 |  |
|------|--|------|--|

管理番号

|  |
|--|
|  |
|--|

(様式4)  
代理投票通知書記載例

|   |      |      |      |
|---|------|------|------|
| ※ | 投票区名 | 名簿番号 | 整理番号 |
|   |      |      |      |

令和〇〇年〇〇月〇〇日

浅口市選挙管理委員会委員長 殿

所在地 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
 施設の名称 甲乙病院  
 不在者投票管理者 甲乙病院長  
 職・氏名 甲 乙 太 郎

令和8年4月12日執行の浅口市長選挙及び浅口市議会議員選挙の投票において、次の者は、代理投票を行ったので通知します。

| 選挙人氏名        | 補 助 者        |              | 代理投票の事由<br>(該当に○印) |
|--------------|--------------|--------------|--------------------|
|              | 氏 名          | 氏 名          |                    |
| <b>寄島 花子</b> | <b>岡山 太郎</b> | <b>倉敷 一郎</b> | ① 心身の故障<br>2 その他   |

- 備考 1. ※は記載しないこと。  
 2. 選挙人1人につき、1通とすること。  
 3. 浅口市長選挙及び浅口市議会議員選挙の代理投票のうち、該当がないものがある場合は当該記載部分を二重線で消すこと。

# 不在者投票経費請求書

金 2,472 円

(投票者1人当たり1,236円×2人=2,472円)

ただし、令和8年4月12日執行の浅口市長選挙及び浅口市議会議員選挙不在者投票特別経費(投票者氏名は別紙のとおり)

上記のとおり請求します。

令和8年〇〇月〇〇日

浅口市長 殿

[不在者投票管理者]

(フリガナ) コウオツピョウイン  
施設の名称 **甲乙病院**

(〒〇〇〇-〇〇〇〇)

所在地 **〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号** (TEL086-×××-〇〇〇〇)

役職名 **甲乙病院長**

(フリガナ) コウ オツ タ ロウ  
氏名 **甲乙太郎**

之病甲  
院長乙 (印)

(注意)

- この請求書は、選挙の日から1週間以内に必着するように、〒719-0295 浅口市鴨方町六条院中 3050 番地 浅口市選挙管理委員会あて送付してください。
- 不在者投票管理者(請求者)は、病院長若しくは指定施設の長等又は病院長の職務を代理すべき医師、歯科医師若しくは指定施設の長等の職務を代理すべき者であることが必要です。
- 口座振込を希望する場合は、次の欄に記入してください。(口座名義は必ず銀行届出のとおり正しく記入してください。)

| 金融機関名                                                            | 本・支店名              | 預金種別     | 口座番号    | 口座名義人(漢字)           |
|------------------------------------------------------------------|--------------------|----------|---------|---------------------|
| 〇〇銀行                                                             | 本 店<br>〇〇支店<br>出張所 | 普通<br>当座 | 1234567 | 医療法人甲乙会<br>理事長 丙丁太郎 |
| 口座名義(カタカナ・濁点、半濁点も1マス)<br><通帳の見返しに記載されているカタカナの口座名義をそのまま記載してください。> |                    |          |         |                     |
| イ) コウ オツ カ イ    リ シ    チ ヨ ウ    ヘ イ テ イ    タ ロ ウ                 |                    |          |         |                     |

振込先を変更します。(以前の振込先を変更する場合は□にレ印をつけてください。)

- 口座振込のできる金融機関は、次のとおりです。  
普通銀行、信託銀行、信用金庫、株式会社商工組合会、農業協同組合、信用組合及び労働金庫の本店、
- 請求書と口座名義人が異なる場合は、振り込みできません。  
この経費の受領者(上記口座名義人)が、不在者投票管理者以外であるときは、次の委任状に記入してください。受領者が法人にあっては、法人名並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。

**【不在者投票管理者以外の者に委任する場合】  
2箇所とも、必ず同じ名称を記入してください。**

委任状

\_\_\_\_\_**医療法人 甲乙会 理事長 丙丁太郎**\_\_\_\_\_を代理人と定め、  
上記金額の受領に関する一切の権限を委任します。

令和8年〇〇月〇〇日

(不在者投票管理者) 施設の名称 **甲乙病院**  
所在地 **〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号**  
役職名 **甲乙病院長**  
氏名 **甲乙太郎**

之病甲  
院長乙 (印)

**不在者投票管理者印(上と同じ印)を押印ください。**

(事務担当者)

|    |            |      |                 |
|----|------------|------|-----------------|
| 所属 | <b>総務課</b> | 職・氏名 | <b>主任・山川 次郎</b> |
|----|------------|------|-----------------|



(参考資料 1 : 選挙人が直接請求する場合)

## 不在者投票宣誓書兼請求書

令和 8 年 月 日

浅口市選挙管理委員会委員長 殿

私は、令和 8 年 4 月 1 2 日執行の浅口市長選挙及び浅口市議会議員選挙の当日、次のいずれかの事由に該当する見込みであり、真実であることを誓います。併せて投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

**【不在者投票事由】(選択不要)**

- ・仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ・用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- ・疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- ・交通至難の島等に居住・滞在
- ・住所移転のため、浅口市以外に居住
- ・天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

不在者投票をしようとする場所に✓を記入し、カッコ内に名称を記入してください。

- 他市区町村で不在者投票をする (市区町村名 : )
- 指定病院等で不在者投票をする (施設名 : )

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 氏名(自署)          |               |
| 生年月日            | 明・大・昭・平 年 月 日 |
| 選挙人名簿に記載されている住所 | 浅口市           |

**投票用紙等を送付する宛先**

(〒 - )

※必ず丁目、番地、アパート・マンション名、部屋番号までご記入ください。

連絡先電話番号

[投票用紙及び不在者投票用封筒の請求のしかた]

- 1 この宣誓書兼請求書に必要事項を記入し、浅口市選挙管理委員会へ請求してください。告示日以前でも請求できます。

請求先：〒719-0295 岡山県浅口市鴨方町六条院中 3050 浅口市選挙管理委員会

- 2 告示日後、投票用紙及び不在者投票用封筒が送られてきますが、投票用紙等には何も記入せず、また、「不在者投票証明書在中」の封筒は開封せずに、最寄りの市区町村選挙管理委員会へ持参し、係員の指示にしたがって投票してください。
- 3 投票後、4月12日(日)の午後6時までに、浅口市の所定の投票所に投票用紙等が届いている必要があります。郵送には日数がかかるため、できるだけ早く手続きを完了させてください。

(参考資料2:選挙人が直接請求する場合)

## 不在者投票証明書

|                                    |                                           |
|------------------------------------|-------------------------------------------|
| 選挙人の氏名                             |                                           |
| 選挙人の生年月日                           |                                           |
| 投票をしようとする<br>病院、老人ホーム<br>その他の施設の名称 | (所在地)<br>(名称)                             |
| その他の事項                             |                                           |
| 選挙                                 | 令和8年4月12日執行浅口市長選挙<br>令和8年4月12日執行浅口市議会議員選挙 |

上記のとおり証明する。

令和 年 月 日

岡山県浅口市  
選挙管理委員会委員長

川上弘道 印